

法令適用事前確認手続照会書

令和3年3月3日

消費者庁表示対策課長 殿

照会者氏名

住所（法人にあっては代表者の氏名を付記）

電話番号

上記照会者代理人

電話番号

電子メールアドレス

消費者庁における法令適用事前確認手続に関する細則の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。また、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には、照会者名が公表されることに同意します。

記

1 法令名及び条項

不当景品類及び不当表示防止法 第4条

2 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為

- ・ 照会者は、今後、日本国内におけるポーカー（トランプを用いて行うカードゲームの一種であり、以下、本稿においてはいわゆる「テキサス・ホールデム」と呼ばれる国際ルールに則ってプレイされるものを指す。）の普及・振興と世界で通用するポーカープレイヤーを輩出することを目的として「財団法人日本プロポーカー協会」（仮名。以下「当法人」という。）を設立する予定である。
- ・ 当法人は、ポーカーゲームの認知・普及のためのプロモーションの一環として、ポカ

ーテーブルを用い、ディーラーを配置して行うポーカーのトーナメント形式による賞金制大会（以下「本大会」という。）を開催し、本大会における成績優秀者に対して賞金（賞金総額1000万円）を提供することを企画している。

- ・ 当法人は、本大会の主催者あるいは共催者という立場を予定しているが、いずれの立場であっても、大会における「成績優秀者」に対する賞金については、当法人とは無関係のスポンサー企業（複数又は単一）が準備・支出する予定であって、当法人から支出することはない。
- ・ 本大会への参加者はプロテストを通過した9名であり（プロテストの詳細は後述する。）、参加者から参加料は徴収しない。
- ・ プロテストの受験者は、ウェブサイトや実店舗において広く一般から募り、適宜の方法により受験登録を行った後、メール等によって受け取った受験票を試験会場にて提示することによりテストに参加することができる。なお、プロテストの受験料は1回あたり3000円程度を予定しており、当該受験料は、すべて会場費、人件費、広告費等の運営経費に充てられる。また、試験会場は、日本国内の都市部にある「アミューズメントカジノバー」など、ポーカーテーブルが設置されている飲食店などの施設を使用する。
- ・ プロテスト及び本大会で参加者が使用するポーカーテーブル、カード（トランプ）、チップ、その他の必要な什器備品及びディーラーは、主催者側で準備する。よって、これら備品類を参加者が購入したり持参したりすることはない。また、ポーカーの勝敗は、配布された手札の良し悪し、場に置かれたカードの配列、そして何よりも参加者の熟達度に依拠するものであり、参加者がその勝敗を資力等、熟達度以外の能力によって左右することはできない。
- ・ プロテスト及び本大会では、いわゆる「テキサス・ホールデム」と呼ばれる国際ルールに則り、1テーブル最大10名で対戦型のポーカーを行う。上記国際ルールに従い、手持ちのチップを賭け、最も強い役で上がったものが場に置かれたチップの配当を受ける。対戦においては、最終的にすべてのチップを獲得したものの1名が勝者となり、それ以外のは全て敗者となる。
- ・ プロ認証は、少なくとも3回のトーナメントを連続して制したもののの中から、当法人が相応の実力があると認めるものをポーカープロと認定する方式で行う。
- ・ 本大会は、これら認証されたプロポーカープレイヤーによって行われるが、参加するプロから参加料を徴収することはない。
- ・ 本大会の賞金は、当該プロプレイヤーによる熟達したゲームメイクに対する報酬として支払われる。なお、決勝トーナメントを含め、大会の状況、各プレイヤーの手札は会場およびオンラインにおいて中継され、観衆はプロプレイヤーの札の切り方などを観戦・鑑賞することを予定している。
- ・ 本大会当日は、その大会を観戦するために集まった観衆や、大会をオンラインで観戦する者から、観戦料として3000円程度を徴収する予定である。

- ・ 本大会は、特設サイトのほか、主にインターネットメディア、アミューズメントカジノ店舗等における紙メディアを用いて、広く告知することを予定している。
- ・ 本大会では、主として参加者のゲーム熟達度により勝敗が決せられ、それにより成績優秀者が決まる。大会当日の会場にて成績優秀者の発表を行うが、表彰は安全上の配慮により賞金額を記入したパネルを手渡すのみであり、賞金額は、後日、成績優秀者の銀行口座に、スポンサーもしくはスポンサーから提供金を預かった主催者が振り込むことを予定している。
- ・ 本大会の会場は現時点で未定であるが、当法人と無関係の第三者が運営する施設（アミューズメントカジノ店舗等）を利用する予定である。会場において、主催者、協賛者等が具体的な商品又は役務の販売、勧誘行為を行うことはないが、当該施設においては、飲食物を販売し、その売上はあくまでも第三者に帰属し、主催者、共催者等（当法人含む。）には一切入らない。

3 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解及び根拠

本大会には、厳正なテストによりプロと認定されたもののみが出場する。そして、賞金は、当該プロプレイヤーの高度なゲームパフォーマンスに対する報酬として支払われるものであるから、景品表示法の定義告示運用基準（昭和52年公正取引委員会事務局長通達第7号）5の（3）にいう「仕事の報酬等と認められる金品の提供」に該当し、そもそも賞金に景品該当性がない。

また、仮に、上記運用基準の除外事由に該当しない場合でも、①出場権を持つのが認定されたプロのみであり、大会で賞金が提供されたとしても顧客誘引手段としての経済的利益の提供とはいえないこと、②大会参加者は参加料を支払わず、チップやカード等何らかの商品を購入することもないことから、当該参加者への賞金は、何らかの取引を条件とした経済的利益ではなく、取引付随性もない。

よって、いずれにせよ、大会で提供される賞金は景品表示法の規制対象とはならない。

4 公表の遅延の希望

なし。

以 上